

川崎市あんしん見守り一時入院事業のご案内

医療依存度の高い在宅で生活をされている方が、在宅での生活が困難となった場合に、医療機関への入院により、在宅での生活を継続するための制度です。

対象者

市内に居住する在宅で生活をされている方で、高度な医療的ケア（人工呼吸器常時管理、頻回吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等）を必要とする方で、以下のいずれかに該当する方

- ①要介護認定を受けている方
- ②特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方
- ③重症心身障害児者
- ④医療的ケア児

※医療機関での入院治療を必要とする方、他制度・他施策の利用が可能な方は対象外となります。

利用施設

川崎市内の本事業登録病院で利用が可能です。詳しくは、各窓口へお問い合わせください。

※病院のベッドの空き状況により、利用が難しい場合があります。

利用期間

原則として、同一月内のうち7日まで利用が可能です。

利用料

診療情報提供書、入院等の費用、送迎のための費用、日常生活上必要な諸費用等

利用方法

事前登録制となります。各窓口へご相談ください。

窓口

<18歳未満>【受付時間 平日 9:00～17:00】

・総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（川崎区・幸区・中原区にお住まいの方）

電話：044-223-6973

・地域相談支援センターそれいゆ（高津区・宮前区・多摩区・麻生区にお住まいの方）

電話：044-281-0037

<18歳以上>【受付時間 平日 8:30～17:00】

・総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課

電話：044-223-6953

